平成２４年（フ）第８５０号
堺市東区日置荘西町５丁19―31―201、開始決定時の住所堺市東区日置荘西町５丁35番28号　谷口由香方
破産者　谷口美智子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目11番11―602号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目８番３号
破産者　阪神工業所こと　湖山　萬善
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６１号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目３番18号
破産者　竹内　了子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２９号
奈良県大和郡山市南郡山町400番地
破産者　谷　　照子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０号
福岡県大牟田市原山町15番地２、破産開始決定時の住所福岡県大牟田市上町２丁目６番地９
破産者　島　　秀雅
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３５号
福岡県大牟田市平原町261番地　平原市営住宅６棟43号
破産者　諸藤　浩一
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４７０号
北九州市八幡西区黒崎４丁目４番９―203号
破産者　三浦　忠徳
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５１号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4080番地74
破産者　川﨑　義満
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
茨城県水戸市河和田町4728番地
破産者　小沼　真也
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７１号
茨城県水戸市宮町２丁目10番８号
破産者　櫛田　勝久
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
埼玉県さいたま市北区本郷町1265番地103、開始決定時の住所栃木県足利市利保町１丁目43番地６
破産者　海老子川速水
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８４号
新潟県長岡市与板町与板61番地
破産者　田村千鶴也
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
新潟県長岡市表町４丁目３番地19
破産者　森山奈緒子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
石川県白山市倉光７丁目135番地、従前の住所石川県白山市あさひ荘苑４丁目８番地
破産者　桶田　充啓
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２１号
山梨県甲府市池田１丁目12番７号　渡辺住宅６
破産者　井上　公夫
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
長野県茅野市北山5522番地448
破産者　篠原　元文
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１８号
長野県茅野市北山5513番地
破産者　篠原　　郊
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1426番地の53
破産者　日馬　靖代
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
滋賀県野洲市小篠原1069番地２、前住所滋賀県野洲市冨波乙665番地１　アルティプラザ野洲112号
破産者　門脇　　智
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部